三の二　輸血管理料の施設基準
(1)　輸血管理料Ⅰの施設基準
イ　当該保険医療機関内に臨床検査技師が常時一名以上配置されていること。
ロ　輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ハ　輸血製剤が適正に使用されていること。
(2)　輸血管理料Ⅱの施設基準
イ　輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ロ　輸血製剤が適正に使用されていること。
三の三　歯周組織再生誘導手術の施設基準
歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が一名以上配置されていること。
三の四　手術時歯根面レーザー応用加算の施設基準
当該療養を行うにつき十分な体制を整備していること。
四　歯科点数表の第2章第9部手術に規定する特定薬剤
使用薬剤の薬価（薬価基準）別表第4部歯科用薬剤外用薬(1)に掲げる薬剤及び別表第十一に掲げる薬剤
第十二の二　麻酔
一　マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に規定する麻酔が困難な患者
別表第十一の二に掲げる患者であって、麻酔が困難なもの
二　麻酔管理料(Ⅰ)の施設基準
(1)　麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
(2)　常勤の麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）が配置されていること。
(3)　麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三　麻酔管理料(Ⅱ)の施設基準
(1)　麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
(2)　常勤の麻酔科標榜医が五名以上配置されていること。
(3)　麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
第十三　放射線治療
一　放射線治療専任加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。
(2)　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
二　高エネルギー放射線治療の施設基準
当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
二の二　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の施設基準等
(1)　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の施設基準
イ　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師が二名以上配置されており、うち一名以上は放射線治療について相当の経験を有するものであること。
ロ　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ハ　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の対象患者
別表第十一の三に掲げる患者
二の三　画像誘導放射線治療加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。
(2)　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
三　直線加速器による定位放射線治療の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。
(2)　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
第十三の二　歯冠修復及び欠損補綴
一　う蝕、歯無痛的窩洞形成加算の施設基準
当該療養を行うにつき十分な体制を整備していること。
二　歯科技工加算の施設基準
(1)　常勤の歯科技工士を配置していること。
(2)　歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備していること。
(3)　患者の求めに応じて、迅速に有床義歯を修理する体制が整備されている旨を院内掲示していること。
第十四　歯科矯正
一　歯科矯正診断料の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の歯科医師が一名以上配置されていること。
(2)　常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
(3)　当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。
(4)　当該療養につき顎切除等の手術を担当する別の保険医療機関との間の連絡体制が整備されていること。
二　顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）の施設基準
(1)　障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第三十六条第一号及び第二号に規定する医療について、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関（歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。）であること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な専用施設を有していること。
(3)　当該療養につき顎離断等の手術を担当する別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。
第十四の二　病理診断
テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製及び術中迅速細胞診の施設基準
一　送信側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、病理標本の作製を行うにつき十分な体制が整備されていること。
二　受信側
当該保険医療機関内に病理診断を担当する常勤の医師が配置されており、病理診断を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。